

再生資源の利用の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十三年三月二十一日

内閣総理大臣 森 喜朗

政令第五十一条

再生資源の利用の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十二年法律第二百三十三条）

の施行に伴い、並びに資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）、第一条第七項から第十三項まで、第二十二条、第三十三条第一項及び第三項、第二十条、第三十六条第一項及び第三項、第三十九条第一項及び第三項、第三十七条第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第三十九条第一項第四号から第六号まで、第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

再生資源の利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令

第十六条中「第十一条、第十二条、第十九条、第二十条並びに第二十一条第一項及び第三項」を「第十六条、第十七条、第三十五条、第三十六条並びに第三十七条第一項及び第五項」に、「特定事業者又は第三種指定事業者」を「特定再利用事業者又は指定副産物事業者」に改め、同条に次の四項を加える。

2 法第三十七条第一項の規定による財務大臣の権限のうち、国税庁の所掌に係るものについては、経済産業大臣が自らその権限を行なうことを妨げない。

3 法第三十七条第一項の規定による厚生労働大臣の権限は、指定表示事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方厚生局長（当該所在地が四国厚生支局長）に委任するものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限

を行なうことを妨げない。

4 法第三十七条第二項の規定による農林水産大臣の権限は、指定表示事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方農政局長に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自ら

その権限を行なうことを妨げない。

5 法第三十七条第二項の規定による経済産業大臣の権限は、指定表示事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自ら

その権限を行なうことを妨げない。

第十六条を第三十二条とする。

第十五条第一項中「第二十三条第一項第三号」を「第三十九条第一項第四号」に改め、同項第八号を削り、同項第七号中「別表第三の二及び四」を「別表第五の三及び五」に、「第二種指定製品」を「指定表示製品」に改め、同号を同項第十号とし、同項第六号中「別表第三の二及び四」を「別表第五の三及び五」に、「第二種指定製品」を「指定表示製品」に改め、同号を同項第九号とし、同項第五号中「別表第三の一及び三」を「別表第五の二及び四」に、「第二種指定製品」を「指定表示製品」に改め、

同号を同項第八号とし、同項第四号中「別表第三の一及び三」を「別表第五の二及び四」に、「第二種指定製品」を「指定表示製品」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号中「別表第二の二」を「別表第五の七」に、「第一種指定製品」を「指定再利用促進製品」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 別表第五の一及び七の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造の事業及び當該指定表示製品で

あつて、輸入されたものの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣

第十五条第一項第二号中「別表第二号」を「別表第四の三十五から三十七まで、四十八及び四十九」に、「第一種指定製品」を「指定再利用促進製品」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号中「別表第二」を「別表第四」に、「十八まで及び二十」を「三十四まで、三十八から四十七まで及び五十」に、「第一種指定製品」を「指定再利用促進製品」に改め、同号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 別表第三の上欄に掲げる指定省資源化製品の製造の事業に係るものについては、経済産業大臣

二 別表第三の一の項の上欄に掲げる指定省資源化製品の修理の事業に係るものについては、国土交通大臣

第十五条第一項に次の五号を加える。

十一 別表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品のうち同項の中欄第一号に規定する特定容器包装の製造の事業に係るものについては、経済産業大臣

十二 別表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造をその事業の用に供するため発注する事業者（同項の中欄第二号及び第三号に規定する事業）（以下「製造発注事業者」という）が行う事業（同項の中欄第二号及び第三号として次の二号を加える。

一 别表第三の二の項の上欄に掲げる指定表示製品のうち同項の中欄第一号に規定する特定容器包装の製造の事業に係るものについては、経済産業大臣

二 别表第三の三の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造をその事業の用に供するため発注する事業者（同項の中欄第二号及び第三号に規定する事業）（以下「製造発注事業者」という）が行う事業（同項の中欄第二号及び第三号として次の二号を加える。

一 别表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品のうち同項の中欄第一号に規定する特定容器包装の製造の事業に係るものについては、財務大臣

二 别表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造をその事業の用に供するため発注する事業者（同項の中欄第二号及び第三号に規定する事業）（以下「製造発注事業者」という）が行う事業（同項の中欄第二号及び第三号として次の二号を加える。

一 别表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品のうち同項の中欄第一号に規定する特定容器包装の製造の事業に係るものについては、財務大臣

第十四条第一項中「第二十一條第三項」を「第三十七條第五項」に、「第三種指定事業者」を「指定副産物事業者」に改め、同項第一号中「製品の製造」を削り、同条第二項中「第二十一條第三項」を「第三十七條第五項」に、「第三種指定事業者」を「指定副産物事業者」に改め、「工場」及び「製造」を削り、同条を第三十条とする。

第十三条中「第二十一條第二項」を「第三十七條第二項」に、「第二種指定事業者」を「指定表示事業者」に、「第二種指定製品」を「指定表示製品」に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

第二十九条 主務大臣は、法第三十七條第四項の規定により、指定再資源化事業者に対し、その製造又は販売に係る使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施の状況につき、次の事項に関し報告せることができる。

一 その製造又は販売に係る指定再資源化製品又は指定再資源化製品を部品として使用する別表第八の上欄に掲げる製品の種類及び数量

二 当該使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施方法に関する事項

三 当該使用済指定再資源化製品の自主回収がされたものの数量又は当該使用済指定再資源化製品の再資源化により得られた再生資源若しくは再生部品の数量

四 当該使用済指定再資源化製品について市町村から引取りを求められた場合における引取りの実施引取りの方法その他市町村との連携に関する事項

五 その他当該使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施に関する事項

六 主務大臣は、法第三十七條第四項の規定により、その職員に、指定再資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その製造又は販売に係る使用済指定再資源化製品、当該使用済指定再資源化製品の自主回収のための設備及び再資源化のための設備並びにこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

七 第十二条第一項中「第二十一條第二項」を「第三十七條第二項」に、「第一種指定事業者」を「指定再利用促進事業者」に、「に係る第一種指定製品」を「に係る指定再利用促進製品」に改め、同項第一号中「第一種指定製品」を「指定再利用促進製品」に改め、同項第二号中「第一種指定製品」を「指定再利用促進製品」に改め、「再生資源」の下に「又は再生部品」を加え、同条第二項中「第二十一條第一項」を「第三十七條第二項」に、「第一種指定事業者」を「指定再利用促進事業者」に、「第一種指定製品」を「指定再利用促進製品」に改め、同条を第二十七条とする。

八 第十二条第一項中「第二十一條第一項」を「第三十七條第一項」に、「特定事業者」を「特定再資源化事業者」に、「特定事業者」を「特定再利用事業者」に、「特定業種」を「特定再利用業種」に改め、同項第一号中「特定事業者」を「特定再利用事業者」に、「特定業種」を「特定再利用業種」に改め、同項第二号中「再生資源」の下に「又は再生部品」を加え、同条第二項中「第二十一條第一項」を「第三十七條第一項」に、「再生資源」の下に「又は再生部品」を加え、同条の次に次の二条を加える。

九 第二十六条主務大臣は、法第三十七條第二項の規定により、指定再資源化事業者に対する業務の状況につき、次の事項に關し報告せることができる。

一 当該指定省資源化製品の種類及び数量その他当該指定省資源化製品の発生の抑制のための構造の改善その他の使用済物品等の発生の抑制に関する事項

二 主務大臣は、法第三十七條第二項の規定により、その職員に、指定省資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その製造に係る指定省資源化製品のための設備及び関連施設並びに関係帳簿書類を検査せることができる。

三 同条中「第二十條第三項」を「第三十六條第三項」に、「別表第四」を「別表第七」に、「第三種指定事業者」を「指定副産物事業者」に、「審議会」を「審議会等」に改め、同条を第二十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(報告及び立入検査)

第二十四条 主務大臣は、法第三十七條第一項の規定により、特定省資源事業者に対し、当該特定省資源業種に属する事業につき、次の事項に關し報告せることができる。

一 製品の製造の業務に関する事項

二 原材料等の使用量 副産物の発生量、副産物の発生の抑制に関する設備の状況その他副産物の発生の抑制に関する事項

三 副産物に係る再生資源の販売量、再生資源の利用の促進に関する設備の状況その他再生資源の利用の促進に関する事項

二 主務大臣は、法第三十七條第一項の規定により、その職員に、特定省資源事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、副産物の発生の抑制に関する設備、副産物に係る再生資源の利用の促進のための設備及び製品の製造のための設備並びにこれらの関連施設、その使用に係る原材料等及び当該原材料等の使用に係る副産物並びに関係帳簿書類を検査せることができる。

三 第九条の見出し中「第三種指定事業者に係る生産量、供給量」を「指定副産物事業者に係る供給量」に改め、同条中「第二十条第一項」を「第三十六条第一項」に、「別表第四」を「別表第七」に改め、同条を第二十二条とする。

四 第八条の見出し中「第一種指定事業者」を「指定表示事業者」に、「審議会」を「審議会等」に改め、同条中「第二十五条第三項」を「第三十六条第三項」に、「別表第三」を「別表第五」に、「第二種指定製品」を「指定表示製品」に、「第二種指定事業者」を「指定表示事業者」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(指定再資源化製品を部品として使用する製品)

第十九条 法第二十六条第一項の政令で定める製品は、別表第八の上欄に掲げるとおりとする。

(指定再資源化事業者に係る生産量又は販売量の要件)

第二十条 法第三十三條第一項の政令で定める要件は、別表第六の上欄に掲げる指定再資源化製品にあつては当該指定再資源化製品ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、別表第八の上欄に掲げる製品にあつては当該製品ごとにその事業年度における生産台数又は輸入されたものの販売台数がそれぞれ同表の中欄に掲げる生産台数又は販売台数以上であることとする。

(指定再資源化事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第二十一条 法第三十三條第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第六の上欄に掲げる指定再資源化製品に係る指定再資源化事業者にあつては当該指定再資源化事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、別表第八の上欄に掲げる製品に係る指定再資源化事業者にあつては当該指定再資源化事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第二十二条 法第三十三條第一項に、「第一種指定事業者」を「指定再利用促進事業者」に改め、同条中「第十五條第一項」を「第二十三條第一項」に、「別表第二」を「別表第四」に、「第一種指定製品」を「指定再利用促進製品」に、「下欄」を「中欄」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

(指定再利用促進事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第二十三条 法第二十三條第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第四の上欄に掲げる指定再利用促進製品に係る指定再利用促進事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(勧告の対象から除かれる指定表示事業者)

二 常時使用する従業員の数が五人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行うもの

三 常時使用する従業員の数が二十人以下の組合等(農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、事業協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会をいう。次号において同じ)であつて、商業及びサービス業以外の業種に属する事業を主たる事業として行うもの

四

常時使用する従業員の数が五人以下の組合等であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行うもの

第三十四条の規定により設立された法人、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合中央会、学校法人、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第六十四条第四項の規定により設立された法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、中小企業団体中央会、商工会議所、商工会及び都道府県商工会連合会をいう。)

法第二十五条第一項の政令で定める要件は、収入金額が一億四千万円(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行う者にあつては、七千万円)以下であることとする。

第六条の見出し中「特定事業者」を「特定再利用事業者」に、「審議会」を「審議会等」に改め、同条中「第十二条第三項」を「第十七条第三項」に、「別表第一」を「別表第二」に、「特定業種に係る特定事業者」を「特定再利用業種に係る特定再利用事業者」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(指定省資源化事業者に係る生産量の要件)

第十三条 法第二十条第一項の政令で定める要件は、別表第三の上欄に掲げる指定省資源化製品ごとにその事業年度における生産台数がそれぞれ同表の中欄に掲げる生産台数以上であることとする。

(指定省資源化事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第十四条 法第二十条第三項の政令で定める要件は、別表第三の上欄に掲げる指定省資源化製品に係る指定省資源化事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第五条の見出し中「特定事業者」を「特定再利用事業者」に改め、同条中「第十二条第一項」を「第十七条第一項」に、「別表第一」を「別表第二」に、「特定業種」を「特定再利用業種」に改め、同条を第十一条とする。

第四条中「第二条第五項」を「第二条第十三項」に、「別表第四」を「別表第七」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の二条を加える。

(特定省資源事業者の計画の作成に係る製品及び生産量の要件)

第八条 法第十二条の政令で定める製品は、別表第一の第三欄に掲げる特定省資源業種ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める要件は、同欄に掲げる製品ごとにその事業年度における生産量がそれぞれ同表の第五欄に掲げる生産量以上であることとする。

(特定省資源事業者に対する勧告に係る生産量の要件)

第九条 法第十三条第一項の政令で定める要件は、別表第一の第三欄に掲げる特定省資源業種に係る同表の第四欄に掲げる製品ごとにその事業年度における生産量がそれぞれ同表の第六欄に掲げる生産量以上であることとする。

(特定省資源事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第十条 法第十三条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第一の第三欄に掲げる特定省資源業種に係る特定省資源事業者ごとにそれぞれ同表の第七欄に掲げるとおりとする。

(特定省資源化製品)

第三条 法第二条第九項の政令で定める製品は、別表第三の上欄に掲げるとおりとする。

第二条の見出しが「(特定再利用促進製品)」に改め、同条中「第二条第三項」を「第二条第十項」に、「別表第二」を「別表第四」に改め、同条を第四条とし、同条の前に次の二条を加える。

(指定省資源化製品)

第一条 法第二条第十一項の政令で定める製品は、別表第六の上欄に掲げるとおりとする。

第二条の見出しが「(特定再利用促進製品)」に改め、同条中「再生資源の利用の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第二項」を「法第二条第八項」に改め、「再生資源」の下に「又は再生部品」を加え、「別表第一」を「別表第二」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の二条を加える。

(特定省資源業種)

第一条 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「法」という。)第一条第七項の政令で定める原材

料等の種類及びその使用に係る副産物の種類ごとに政令で定める業種は、別表第一の第一欄に掲げる原材料等及び同表の第二欄に掲げる副産物ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとする。

別表第四中「第四条、第九条、第十条、第十五条」を「第七条、第二十二条、第二十三条、第三十一条」に改め、同表中の項を削り、二の項を一の項とし、三の項を二の項とし、同表を別表第七とし、同表の次に次の二表を加える。

別表第八(第十九条、第二十二条、第二十九条、第三十一条関係)

一 電源装置	一千台	産業構造審議会及び中央環境審議会
二 電動工具	一万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
三 誘導灯	万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
四 火災警報設備	一千台	産業構造審議会及び中央環境審議会
五 防犯警報装置	万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
六 自転車	一千台	産業構造審議会及び中央環境審議会
七 車いす	一千台	産業構造審議会及び中央環境審議会
八 パーソナルコンピュータ	万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
九 プリンタ	万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
十 携帯用データ収集装置	万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
十一 コードレスホン	二千台	産業構造審議会及び中央環境審議会
十二 ファクシミリ装置	五千台	産業構造審議会及び中央環境審議会
十三 交換機	万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
十四 携帯電話用装置	万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
十五 M C A システム用通信装置	万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
十六 簡易無線用通信装置	万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
十七 アマチュア用無線機	万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
十八 ビデオカメラ	万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
十九 ヘッドホンステレオ	万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
二十 電気掃除機	万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
二十一 電気かみそり	万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
二十二 電気歯ブラシ	万台	産業構造審議会及び中央環境審議会

別表第一を別表第二とし、同表の次に次の四表を加える
別表第三（第三条、第十三条、第十四条、第三十一条関係）

五 火災警報設備	六 防犯警報装置	七 自動車	八 自転車（人の力を補うため電動機を用いるものに限る。以下同じ。）	九 車いす（電動式のものに限る。以下同じ。）	十 パーソナルコンピュータ	十一 プリンター	十二 携帯用データ収集装置	十三 コードレスホン	十四 ファクシミリ装置	十五 交換機	十六 携帯電話用装置	十七 MCAシステム用通信装置	十八 簡易無線用通信装置	十九 アマチュア用無線機	二十 ユニット形エアコンディション	二十一 ぱちんこ遊技機	二十二 回胴式遊技機	二十三 複写機	二十四 テレビ受像機	二十五 ビデオカメラ	二十六 ヘッドホンステレオ	二十七 電子レンジ	二十八 衣類乾燥機	二十九 電気冷蔵庫	三十 電気掃除機	三十一 電気歯ブラシ	三十二 電気かみそり（電池式のものに限る。以下同じ。）	三十三 電気歯ブラシ
万台	万台	万台	万台	万台	万台	万台	万台	万台	万台	万台	万台	万台	万台	万台	万台	万台	万台	万台	万台	万台	万台	万台	万台	万台	万台	万台		
産業構造審議会	産業構造審議会	産業構造審議会	産業構造審議会	産業構造審議会	産業構造審議会	産業構造審議会	産業構造審議会	産業構造審議会	産業構造審議会	産業構造審議会	産業構造審議会	産業構造審議会	産業構造審議会	産業構造審議会	産業構造審議会	産業構造審議会	産業構造審議会	産業構造審議会	万台	万台	万台	万台	万台	万台				
一千台	一千台	一千台	一千台	一千台	一千台	一万台	一万台	一万台	一万台	一万台	一万台	一万台	一万台	一万台	一万台	一万台	一万台	一万台	一万台	万台	万台	万台	万台	万台	万台	万台		

別表第五（第五条、第十八条、第三十一条関係）

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

第一二条 (罰則に関する経過措置)

(建設業法施行令の一部改正)
第三条 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の二中「再生資源の利用の促進に関する法律」を「資源の有効な利用の促進に

第四条 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令(平成十九年二月二日法律第百三十二号)

次のように改正する。

「律」に、「第一条第一項」を

(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令)の一部

第五条 特定化物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令
二年政令第百三十八号)の一部を次のよう改正する。

第五条第四号中「再生資源の利用の促進に関する法律」を「資源の有効な利用の促進に関する

（中央環境審議会令の一部改正）

第六条 中央環境審議会令（平成五年政令第三百七十二号）の一部を次のように改正する。

成三年法律第四十八号)第三十三条第三項及びに改める。

（経済産業省組織令等の一部改正）

する法律」に改める。

二 國土交通省組織令（平成十一年政令第二百五十五号）第四条第一項第三十七号及び第

第六号
三 産業構造審議会令（平成十二年政令第二百九十二号）第一条

三 産業構造審議会令（平成十二年政令第二百九十一号）第一条

第八条（財政制度等審議会令の一部改正）
財政制度等審議会令（平成十二年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。
第一項に次の一号を加える。
三　資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。
第六条第一項の表たばこ事業等分科会の項所掌事務の欄に次の一号を加える。
四　資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
(国税審議会令の一部改正)
第九条 国税審議会令（平成十二年政令第二百七十八号）の一部を次のように改正する。
第一条中「再生資源の利用の促進に関する法律」を「資源の有効な利用の促進に関する法律」に、「第十七条第三項」を「第二十五条第三項」に改める。
第六条第一項の表酒類分科会の項及び第八条第四項中「再生資源の利用の促進に関する法律第十一条第三項」を「資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項」に改める。
(薬事・食品衛生審議会令の一部改正)
第十条 薬事・食品衛生審議会令（平成十二年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。
第一条中「第四十九号」の下に「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十号）」を加える。
第六条第一項の表薬事分科会の項中「エネルギー」の使用の合理化に関する法律」を「資源の有効な利用の促進に関する法律」に改める。
(食料・農業・農村政策審議会令の一部改正)
第十二条 食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）の一部を次のように改定する。
第一条中「再生資源の利用の促進に関する法律」を「資源の有効な利用の促進に関する法律」に、「第十七条第三項」を「第二十五条第三項」に改める。
第六条第一項の表総合食料分科会の項中「再生資源の利用の促進に関する法律」を「資源の有効な利用の促進に関する法律」に改める。
(政令第五十七号)
信用金庫法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。
御名　　御璽
平成十三年三月二十二日　内閣総理大臣　森　喜朗
第三十九条の二第一項及び第九十四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。
(信用金庫法施行令の一部改正)
第一条 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第一百四十二号）の一部を次のように改定する。
第五条の二中「千億円」を「五十億円」に改める。
第五条の三中「二千億円」を「五百億円」に改める。
第二条 信用金庫法施行令等の一部を改正する政令内閣は、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）、第三十二条第五項第一号、第三十七条の二第一項及び第八十九条第二項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第二百八十三号）、第五条の三第一号、第五条の五第一項及び第六条第二項並びに労働金庫法（昭和二十八年法律第二百一十七号）、第三十四条第四項第一号、